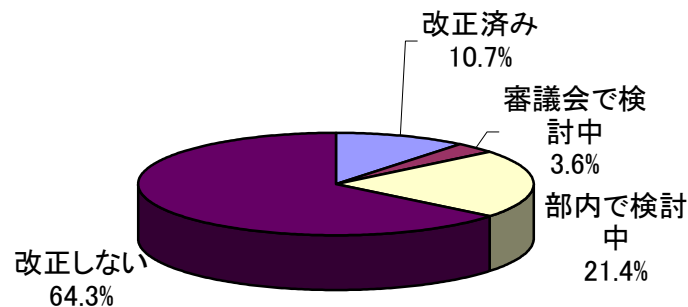


平成 13 年 11 月 2 日  
内閣府国民生活局

### 条例改正についてのアンケート結果

1. 実施期間 平成 13 年 8 月 15 日～平成 13 年 9 月 10 日
2. 対象 発送 都道府県及び政令市 59 団体、有効回答数 59 団体  
(回収率 100 %)  
\*都道府県及び政令指定都市 59 団体のうち消費生活関連の条例を有するのは 56 団体。以下パーセンテージを算出する場合には母集団を 56 団体として算出している。
3. 概要

消費者契約法の施行前後における条例（施行規則等含む）改正の有無について、「行った」が 6（10.7%）、「審議会等の審議は開始しており、今後行う予定である」が 2（3.6%）、「現在部内で検討中」が 12（21.4%）であり、これらをあわせた消費者契約法施行にあわせて条例改正の動きのある自治体は 20 団体（35.7%）である。



条例改正の内容が決まっている自治体（8 団体）のうち、「契約締結過程における事業者の不適切な行為」は全ての団体で、「不当な契約条項」は 5 の団体で改正の対象となっている。なお、条例改正につき「現在部内で検討中」としたものは「改正は予定しているが全て内容は決まっていない」「改正の必要性の有無自体について検討している」との回答だったため、現時点では対象は明らかでない。

- ・ 契約締結過程における事業者の不適切な行為を対象とした自治体  
北海道、宮城県、茨城県、東京都、宮崎県、鹿児島県、川崎市、横浜市
- ・ 不当な契約条項を対象とした自治体  
北海道、宮城県、東京都、宮崎県、川崎市

契約締結過程における事業者の不適切な行為について改正した自治体（8団体）のうち「不実告知」「断定的判断の提供」「故意の不告知」「不退去」「監禁」のすべてを不適切な行為として対象にしたと回答したのは5団体であった。既にこれらの行為を不当な取引の対象としていたが、「消費者契約法第4条第1項から第3項までに基づく取消権の行使の妨害」を不当な取引行為として追加した自治体や「消費者が契約条項の無効を主張している場合に不当に妨げる行為」を不当な取引行為として追加した自治体もあった。

- ・ 不実告知」「断定的判断の提供」「故意の不告知」「不退去」「監禁」のすべてを不適切な行為として対象とした自治体  
北海道、宮城県、東京都、宮崎県、鹿児島県、川崎市、横浜市
- ・ 「消費者契約法第4条第1項から第3項までに基づく取消権の行使の妨害」を不当な取引行為として追加した自治体  
横浜市
- ・ 消費者が契約条項の無効を主張している場合に不当に妨げる行為」を不当な取引行為として追加した自治体  
茨城県

事業者の不適切な行為をどのようにするかという問いに対しては、契約締結過程における事業者の不適切な行為について改正した自治体（8団体）のうち、「行為の禁止」が8団体、「行為の調査」が5団体、「調査結果の公表」が6団体であった。その他「行政指導」「改善の指導、勧告」という回答があった。

- ・ 行為の禁止  
北海道、宮城県、茨城県、東京都、宮崎県、鹿児島県、川崎市、横浜市
- ・ 行為の調査  
茨城県、宮崎県、鹿児島県、川崎市、横浜市
- ・ 調査結果の公表  
北海道、茨城県、宮崎県、鹿児島県、川崎市、横浜市
- ・ 行政指導  
北海道
- ・ 改善の指導、改善  
茨城県

事業者の不適切な契約条項をどのようにするかという問いに対しては、契約締結過程における事業者の不適切な行為について改正した自治体（8団体）のうち、「行為の禁止」が8団体、「行為の調査」が5団体、「調査結果の公表」が6団体であった。その他「行政指導」「改善の指導、勧告」という回答があった。

- 行為の禁止  
宮城県、東京都、宮崎県
- 行為の調査  
宮崎県
- 調査結果の公表  
北海道、宮崎県、東京都、川崎市
- 行政指導  
北海道
- 情報提供  
東京

施行後の状況等についての問い（自由回答）については、「消費者の立証責任の簡素化・軽減を望む」が7団体、「更なる普及啓発を望む」が4団体、「事例及び判例に関する情報提供を望む」が5団体であった。